

船員法是正命令に 対する改善報告書

令和8年9月28日

東海汽船株式会社

代表取締役社長 山崎潤一

令和 8 年 8 月 28 日付け関海運第 52 号により命ぜられた船員法第 101 条に基づく是正命令について、当社が実施した是正措置及び今後実施する改善措置を、下記のとおり報告します。

1. 報告の趣旨

当社は、令和 8 年 9 月 17 日付けで提出した「事業停止処分に係る改善計画書」において、一連の事案に関する事実確認及び原因分析を行い、発航前検査、アルコール管理並びに船舶の設備及び作業に関する教育の見直しに加え、経営トップの関与、安全統括・運航管理体制、法令遵守、教育・訓練、内部統制及び改善措置の実効性確認等を含む、全社的な安全管理体制の見直しについて整理しました。

本報告は、同改善計画書を基礎として、関海運第 52 号の是正命令において指摘された事項に対応する原因分析、既に実施した是正措置及び今後実施する再発防止策を取りまとめたものです。

2. 原因分析及び再発防止策

関海運第 52 号の是正命令において指摘された事項ごとの原因分析及び再発防止策は、別添 1「船員法に基づく是正命令に対する原因分析及び再発防止策」のとおりです。

別添 1 では、次の事項について、それぞれの原因、既に実施した是正措置及び今後実施する再発防止策を整理しています。

- (1) 船員法第 8 条に基づく発航前検査を確実に実施すること
- (2) 航海当直者の酒気帯びの有無を確実に確認し、酒気を帯びている者を航海当直に従事させないこと
- (3) 船員に対し、乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項を確実に教育する体制を構築すること
- (4) 法令遵守のため、全社的かつ抜本的な改善策を講じること

これらの改善措置については、個々の船員又は船内のみの問題として取り扱うのではなく、規程と実際の業務との乖離を会社として把握できなかったこと、教育の実施内容及び習熟確認が十分でなかったこと並びに記録が存在することをもって適切に運用されていると判断していたことを、会社全体の課題として改善します。

3. 改善措置の実施管理

改善計画に掲げた各措置については、代表取締役社長を委員長とし、社内取締役、関係執行役員、安全統括管理者、運航管理者及び関係部長等で構成する安全管理強化委員会において進捗及び実効性を確認します。

安全管理強化委員会は毎月開催し、発航前検査、アルコール管理、設備及び作業に関する教育、法令遵守及びコンプライアンス教育その他の改善計画全体について、実施状況、現場への定着状況及び効果を確認します。

各改善項目については、担当する役員及び部署、実施責任者、実施時期並びに確認方法を明確にします。進捗の遅れ又は効果が十分でない事項が確認された場合は、その原因を確認し、必要な対応及び新たな実施時期を定めます。

人員、予算その他の経営判断を必要とする事項については、経営トップが必要な判断を行い、重要事項及び改善計画全体の進捗については取締役会へ報告します。また、経営トップその他の役職者に異動があった場合においても、改善計画の内容、進捗及び残された課題を確実に引き継ぎ、会社として継続して取り組みます。

4. 教育及び実効性の確認

船員に対する教育については、法令、規程及び手順を周知するだけでなく、当該手順が必要とされる理由、手順を守らなかった場合に生じる安全上のリスク並びに異常時の報告及び対応について、実際の船内業務に即して理解できる内容とします。

発航前検査及び舷門操作については、実際の設備を使用した教育及び訓練を行い、確認結果を記録します。アルコール管理については、顔認証型アルコール検査システムによる本人確認及び検査結果の記録に加え、外部専門家による講習を全船員に順次実施します。

教育及び訓練は、実施したことのみをもって完了とせず、確認テスト、実技確認、訪船、面談及び記録と実際の作業との照合により、理解度、習熟度及び現場への定着状況を確認します。

5. 実施計画

別添1に記載した改善措置の具体的な実施時期については、別紙「改善措置工程表」のとおりです。

同工程表は、安全確保命令に対する改善報告と共通の工程表とし、令和8年10月から令和9年9月までの1年間を対象とします。

工程表に記載した事項については、安全管理強化委員会において毎月進捗を確認します。
外部機関との調整その他の事情により当初の予定を変更する場合は、変更理由及び代替となる実施時期を確認した上で工程を見直し、改善措置を確実に実施します。

以上